

■ 笠岡市情報セキュリティ基本方針の主な改正内容

| 条項 | 今回の改正内容 |
|-----|--|
| 第2条 | <p>マイナンバー法により基幹業務系でデータの利活用がされており、総務省ガイドラインに合わせて「マイナンバー利用事務系」として統一させる。</p> <p>特定個人情報 個人番号利用事務 → マイナンバー利用事務系(基幹系) 基幹系(個人情報利用事務系)</p> |
| 第4条 | 本市が守るべき情報資産の範囲を新たに定義した |
| 第6条 | 今までは、外部サービスの利用についてのみ記載していたが、クラウドサービスや委託についても新たに定義した |